

市民部

議案第19号 大津市市役所支所設置条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第20号 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正す  
る条例の制定について

議案第19号から第20号について、一括議題としてご説明いた  
します。

資料の右下にページ番号を記載しております。

2ページをお願いいたします。

議案第19号 大津市市役所支所設置条例の一部を改正する条例  
の制定について、

- 1 改正する条例の名称は、大津市役所支所設置条例です。
- 2 改正の趣旨について、伊香立市民センターの移転新築に伴う  
位置の変更について改正を行うものです。
- 3 改正の内容について、(1)位置の変更、変更前は、大津市伊  
香立生津町133番地の1、変更後は、大津市伊香立下在地町160  
1番地となります。

(2) 施行期日は規則で定める日となり、令和8年4月下旬を業務開始予定日としています。

3 ページをお願いいたします。

議案第20号 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、

1 改正する条例の名称は、大津市コミュニティセンター条例です。

2 改正の趣旨について、伊香立コミュニティセンターの移転新築に伴う所在地及び新たに設置する会議室等に係る面積に応じた使用料について改正を行うものです。

3 改正の内容について、(1) 位置の変更、変更前は、大津市伊香立生津町133番地の1、変更後は、大津市伊香立下在地町1601番地となります。

(2) 会議室等使用料の変更については、記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。

伊香立市民センターの概要について、所在地は大津市伊香立下在地町1601番地、敷地面積は3,964.33㎡、構造は木造2階建て、建築面積、延床面積、支所機能、コミュニティセンター機能の面積は記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。

位置図となります。既存の伊香立支所の北側に位置しておりまして、主要地方道伊香立浜大津線に面した敷地となっております。

6ページをお願いいたします。

1階平面図となります。市民センターとして支所機能、コミュニティセンター機能のほか、消防分団詰所・車庫や児童クラブを併設した複合施設となっております。

7ページをお願いいたします。

2階平面図については記載のとおりです。

8 ページをお願いします。

立面図については記載のとおりです。

9 ページをお願いします。

完成予想図については記載のとおりです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。